

社会福祉法人明日栄会 評議員・非常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明日栄会（以下「法人」という）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、評議員及び非常勤役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤とは所定週平均3日以上勤務に該当しない勤務をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬及びその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 評議員及び非常勤役員を対象に、以下の各条を適用するものとする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長[理事長に事故あるときは業務執行理事を含む(以下「理事長等」という)]が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席する日以外の日において、職務執行上の必要から業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事長等が理事会及び評議員会に出席する日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長等が職員を兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が理事会に出席する日以外の日において、理事長等の指示により法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が評議員会又は理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議

員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が評議員会又は理事会に出席する日以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員が、業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、原則として実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(退職慰労金)

第7条 評議員及び非常勤役員には退職慰労金を支給しない。

(評議員及び役員の職務証跡)

第8条 評議員及び役員は、法人職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会で審議し、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1 (評議員会及び理事会の出席報酬等)

名 称	報 酬 (源泉徴収税額控除後)	実費弁償費
評議員会出席報酬等	(日額) 10,000円	3,000円
理事会出席報酬等	(日額) 10,000円	3,000円

別表 2 (評議員及び役員の勤務報酬等)

名 称	報 酬 (源泉徴収税額控除後)	実費弁償費
評議員及び理事業務報酬等	(日額) 10,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	(日額) 10,000円	3,000円

別表 3 (旅費等)

旅 費	宿 泊 費	日 当	経 費 等
実 費	(日額) 20,000円	(日額) 5,000円	実 費